

新型インフルエンザ感染者の自宅療養期間に関するアンケート結果

【調査方法】

対象：中国・四国大学保健・看護分科会運営委員 12名(12大学)

実施日：平成22年2月10日

実施方法：アンケートをメールで送付し、メールにて回答を得た。

調査者：香川大学保健管理センター

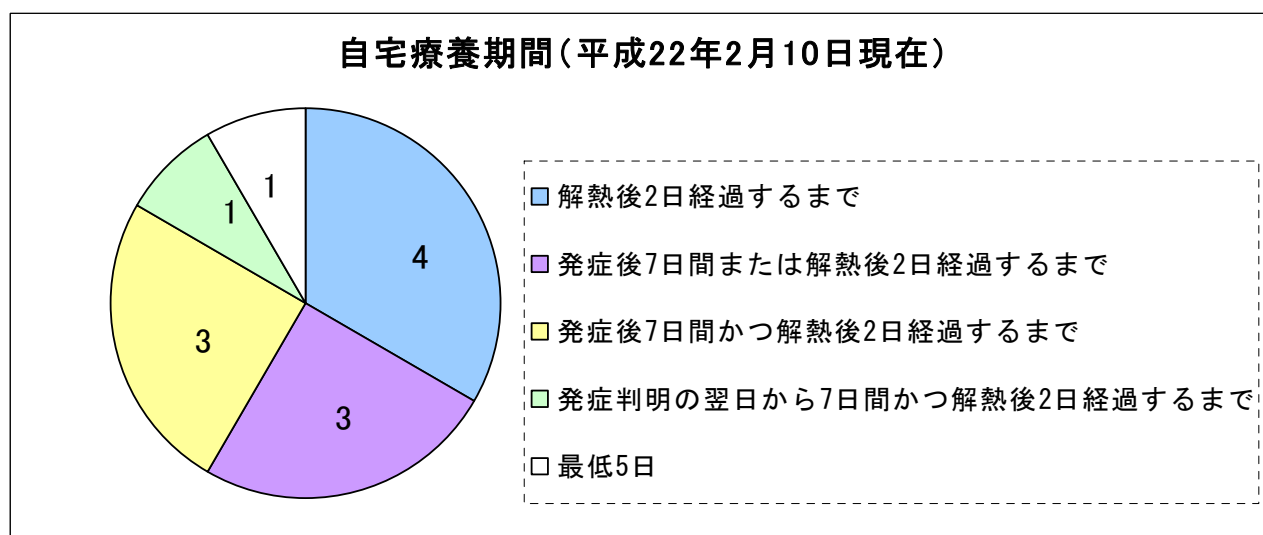
【調査結果】

回答数：12大学(私立3大学, 国立9大学)

1. 現在の自宅療養期間について

調査時の自宅療養期間は、次の4種類に分類された。

- | | |
|--------------------------------|-------|
| 1. 「解熱後2日経過するまで」 | : 4大学 |
| 2. 「発症後7日間または解熱後2日経過するまで」 | : 3大学 |
| 3. 「発症後7日間かつ解熱後2日経過するまで」 | : 3大学 |
| 4. 「発症判明の翌日から7日間かつ解熱後2日経過するまで」 | : 1大学 |
| 5. 「最低5日」 | : 1大学 |



回答のあった12大学のうち特殊事情を考慮し、自宅療養期間に特例をもうけている大学は、4校であった。これら4大学における特例の詳細は、次のとおりである。

1. 通常の自宅療養期間は「解熱後2日経過するまで」であるが、医療系では「発熱から1週間」としている。
2. 通常の自宅療養期間は「解熱後2日経過するまで」であるが、実習・病院などでは「発症後7日間かつ解熱後2日経過するまで」としている。
3. 通常の自宅療養期間は「最低5日」であるが、定期試験時は「解熱後48時間経過するまで」としている。
4. 通常の自宅療養期間は「発症後7日間または解熱後2日経過するまで」であるが、医学部では「発症した翌日から7日間」としている。

2. 来年度(平成22年度)の自宅療養期間について

来年度、自宅療養期間を変更する予定がある大学は3校であった。このうち1校は、現行の「発症後7日間または解熱後2日経過するまで」を来年度は「解熱後2日経過するまで」に変更する予定であり、2校は検討中であった。その他9大学には、変更予定はなかった。

3. 流行当初と現在の自宅療養期間について

流行当初と現在の療養期間が異なるのは12大学中2大学であり、いずれも現時点の自宅療養期間は「解熱後2日経過するまで」と定めているが、当初は「発症後7日間かつ・または解熱後2日経過するまで」としていた。